

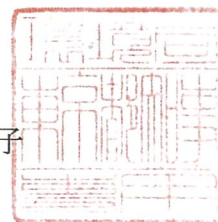


3 環改保第 599 号
令和 3 年 9 月 6 日

フロン類引取等業者認定変更通知書

住 所 東京都葛飾区東新小岩三丁目14番4号
氏 名 セイコー産業東京株式会社
代表取締役 光永 佳仁 殿

東京都知事
小池 百合子



令和3年8月27日付で届出のあったフロン類引取等業者の認定に係る事項の変更については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱（平成27年2月26日付26環改保第877号決定。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により知事が管理する記録の内容を下記のとおり変更したので、同項の規定により通知します。

記

- 変更内容
代表取締役の変更
（旧）光永 道男
（新）光永 佳仁
- 認定番号 第1号
- 認定年月日 平成27年4月1日
- 認定の有効期限 令和7年3月31日
- 取消権の留保
次に掲げる場合は、この認定を取り消します。
 - 不正な手段によりこの認定を受けたとき。
 - 要綱第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 要綱第3条第1項に規定するフロン類移充填等業務を廃止したとき。



第2号様式（第3条、第4条関係）

31環改保第991号

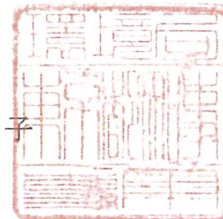
令和2年3月18日

フロン類引取等業者認定通知書

住所 東京都葛飾区東新小岩三丁目14番4号
氏名 セイコー産業東京株式会社
代表取締役 光永 道男 殿

東京都知事

小池 百合子



令和2年2月26日付けで申請のあったフロン類引取等業者の認定の更新については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）第49条第1号の規定に基づき、下記のとおり、同号に規定する知事が認める者として認定したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第49条第1号に規定する知事が認める者の認定等に関する要綱（平成27年2月26日付26環改保第877号決定。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定により通知します。

記

1 事業所の名称及び所在地

名称	セイコー産業東京株式会社西営業所
所在地	東京都葛飾区西新小岩三丁目37番36号

2 認定番号

第1号

3 認定年月日

平成27年4月1日

4 認定の有効期限

令和7年3月31日

5 取消権の留保

次に掲げる場合は、この認定を取り消します。

- 不正な手段によりこの認定を受けたとき。
- 要綱第3条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 要綱第3条第1項に規定するフロン類移充填等業務を廃止したとき。

（日本工業規格A列4番）